

「お出かけ市長室」検討事項等

R7.7.26開催 桑原地区区長会

◆回答が必要な事項

No.	項目	内 容	担当課	現 状	回答(今後の対応等)
1	公民館分館の補助金の予算額について	市の当初予算が200万円と聞いたが、少なすぎるので増額して欲しい	生涯学習課	台風や災害時等の緊急修繕用の予算が200万円として予算化されている。緊急時以外の修繕等の費用については、前年度の要望に基づき予算計上し、次年度に各区で修繕を行っている。	区自治会から次年度実施予定の修繕工事等の参考見積書を市へ提出いただき、必要額の把握を行ったうえで、次年度の当初予算を計上している。 また、修繕工事等は、区の費用負担が発生することから、計画的に実施いただきたい。
2	公民館分館の補助金の交付手続きについて	区の負担を軽減する目的で、業者への支払い前に補助金を受領できるようにして欲しい(概算払い、分割支払等)	生涯学習課	市の補助金交付要綱に基づき、交付を行っているため、概算払い、分割支払い等、業者への支払い前に補助金は受領できない。	他市の状況(根拠法令等)を研究するなど、検討してまいりたい。
3	公民館分館の補助金の交付対象について	シロアリ駆除費用について補助対象として欲しい	生涯学習課	補助金は、各区の分館の建設に伴う修繕等を対象としている。 点検を行いシロアリによる建物の修繕が必要な場合は対象となるが、現状では駆除のための薬剤散布や巣の除去等の施設の維持管理経費については補助対象としていない。	点検等施設の維持管理に係る費用(消耗品費や委託費等)について、現時点では補助することは考えていないが、他市の状況を研究する中で、検討してまいりたい。
4	有害鳥獣柵の補助について	倒木により柵の修繕が必要になったときの費用を全額市で負担して欲しい	農林課	倒木に関わらず柵の修繕については、市では、費用を負担していないが、区自治会へ柵の現物支給を行い対応いただいている。	有害鳥獣柵の設置は国庫補助を活用して実施してきたが、補助金交付時の取り決めとして「維持管理は地元が行うこと」となっていることから、引き続き現物支給で対応してまいりたい。
5	有害鳥獣柵の倒木撤去について	柵の倒木撤去にかかる費用は市で負担して欲しい	農林課	柵に関わらず、倒木(危険木)の撤去に係る費用については、4割の補助金でお願いしている。 (国の森林環境譲与税を財源とした「森林づくり事業補助金」)	危険木の撤去に係る費用(民有林の危険木)については、他市の状況も踏まえ、今後検討してまいりたい。
6	県の森林税の活用について	有害鳥獣柵への倒木撤去にかかる費用、松くいへの対応などに活用できないのか	農林課	県の森林税は、主に市町村が主体となって実施する間伐等の事業への補助に活用されている。(補助対象者は市町村) 個人等が実施する、倒木の撤去や松くい虫への対応などの補助メニューはない。	国の森林環境譲与税を財源とした市の「森林づくり事業補助金」のメニューのなかで、危険木の撤去や松くい虫に対する(伐倒・薬剤注入)等の補助金があるが、さらに補助金対象事業の拡大について検討してまいりたい。

◆回答が必要な事項

No.	項目	内容	担当課	現 状	回答(今後の対応等)
7	県の森林税の活用について	森林税の活用がしづらいと聞いているが、改善について県へ要望してほしい	農林課	県の森林税の主なメニューは市町村が実施する森林経営管理制度となっている。	市が実施する緩衝帯の整備については、森林税の補助メニューにあることから、拡大して柵等に係る撤去・補修に対し補助対象とすることができないか県へ要望してまいりたい。
8	移住策へのサポートについて	人口対策が必要だと思うが、我々だけでは難しいと思うので市のサポートもお願いしたい	ふるさと振興課	市として、国の制度に基づき、UIJターン支援金等の移住支援を実施しているが、金銭的な支援については、即効性や効果の持続性について限界がある。また、地域によって支援内容に差を設けることについては、公平性の観点から慎重な対応が求められる。	山間部への移住支援については、現行の制度に加え、地域の実情に即した手法の検討が必要であると考えており、金銭的な支援については、現時点では検討していない。具体的には、人材を確実に地域に呼び込むことが可能な「地域おこし協力隊制度」の活用が有効である。実際に、全国の条件不利地域で導入され、成果を挙げている事例もある。しかし、この制度で結果を出すためには、受け入れ側の体制整備や長期的な支援の姿勢が不可欠であり、地域の理解と協力が重要であるため、地域の意向を丁寧に把握し、着実に取り組む。
9	畜舎の臭いについて	畜舎から発生する臭いを改善するように指導をして欲しい	環境課 + 農林課	小坂区長より要望書を受けて、県や保健所とともに巡回し、現状を確認の上、その年の気候等を鑑みて、対策方針や状況確認をしている。	従来通り、年1回の県・保健所との巡回に加え、市独自で定期的に担当が畜舎を訪問して現状を確認している。引き続き状況を確認しながら、必要に応じて指導を行ってまいりたい。
10	自治会と市の方について	区自治会長の負担を軽減して欲しい	市民生活課	市では、令和3年度より依頼する充て職や依頼を削減・効率化し、負担軽減に努めており、一定数の削減成果が出ている。しかし、各地域の代表として区長の性質上、依頼をゼロにすることはできないため、依頼の趣旨を説明し、ご理解とご協力をお願いしている。	区・自治会は市と住民をつなぐ大切なパイプ役の存在である一方、地域主体の自治組織であるため、役員の決め方等、運営方法について市から積極的に介入することは難しいのが現状にある。区長や役員の方から個別にご相談いただければ、組織体制や区独自の行事・事業等の見直し等の検討について助言をさせていただきたい。

◆回答が必要な事項

No.	項目	内容	担当課	現 状	回答(今後の対応等)
11	女性の役員について	役員に女性を登用するように、具体的な役職を示すなど市でリーダーシップをとって欲しい	市民生活課	—	上記(No.10回答)の個別相談の中で、女性の登用についても助言させていただきたい。
			生涯学習課	公民館分館役員については、女性部以外の役職の大多数が男性。 人選は各区にお願いをしている。	公民館分館役員の選任は各区へお願いをし、その際、各部の役割や仕事内容をお知らせしている。 男女問わず担っていただける役職もあるため、その旨依頼の際お知らせしていただきたい。
			人権・男女共同参画課	セミナー等で男女共同参画・女性活躍推進について啓発を行っている。	区・自治会ごとに役職やその選出方法が異なると考えられるため、それぞれの区の現状に合った役職の在り方を男女合同にてご検討いただき、双方納得の上変更していくプロセスやその方向で運用するための歩み寄り・配慮などが、女性の登用・男女ともに働きやすさ・意識の向上のために最も重要なと思われる。(なお、女性にはこの仕事、と示すこと自体、性別による役割の限定となり、あまり望ましくないと考えられる。)
12	役員等の人選について	人選をする際には、市から候補者リストを作つて欲しい	「お出かけ市長室」時に市長より回答	候補者となる人のリストは提供していない。	市からは個人情報を使って推薦依頼することは難しいので、区の中で元区長などに相談するなどして進めていただきたい。

◆説明が必要な事項

No.	項目	内容	担当課	対応方法
1	辺地債について	区長より「公民館はダメだがコミュニティセンターとしては大丈夫と市から説明があったので建替える」との発言あり(誤解していると思われる)	生涯学習課 (総合政策課)	大田原公民館の建替え検討委員会との協議のなかで、辺地債の内容について説明していきたい。
2	人選について	4月の総会での行政連絡で依頼された人選を断った後に、選管以外の課からは説明や相談がなかったが、そもそも区へ人選を依頼する理由は何か	福祉課	4/4の区長会連合会理事会において主任児童委員の推薦依頼の説明は行った。また、4/9区長様へ直接電話にて再度、説明を行ったり、5/14地域づくり説明会終了後に推薦依頼の質疑に応じるための機会を設け、理解が得られるように努力した。民生児童委員等は地域において、要援護世帯への見守り・相談対応などの活動の他、行政等とのつなぎ役として重要な役割がある。また、活動するには地域の実情を把握し信頼されている方が望ましいことから、今後も各区・自治会へ人選をお願いしたいと考えているため、了承が得られるよう丁寧に対応していきたい。
			人権政策課	人権擁護委員は、市長村長が議会の意見を聞いて推薦した者の中から法務大臣が委嘱し、業務を行っていただく方々で、定数は人権擁護委員法に基づき法務大臣が定めており、現在千曲市では10名の方が任命されている。 市が区・自治会へ人選を依頼している理由は、地域の人権相談に対応いただくため、その地域(小学校区)から選出いただくことが最も適切と考えており、適任の方を推薦いただいている。 なお、長野地方法務局には、推薦方法の変更、なり手不足について常に要望しており、8月末にも法務局の課長が来庁されるので、重ねて要望していきたい。
			生涯学習課	千曲市少年育成センター条例施行規則のなかで補導員は「児童少年の健全育成に理解と熱意を有し、地域の信望が厚い方」となっており、地域の方で地域の子供たちに精通している方が望ましいので、今後も丁寧に各区自治会より選出をお願いしてまいりたい。
			総合政策課	国勢調査を含め各種統計調査は地元に精通している方のほうが、地域の地理や住民の居住状況を把握しており、地域からの理解も得られやすく、調査事務がスムーズに行われると考えている。 国勢調査員選出については、今回からは「過去5年に調査員を経験された方」を対象に事前意向調査を行い、なるべく区長・自治会長の負担が軽減されるよう配慮いたしました。次回以降も、調査員経験者や職員OBを選出する等して区長へ調査員の人選についての依頼を少なくしていくことを検討している。